

## 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（使用料の額の特例）

- 3 使用者に対する施設の使用に係る別表の規定の適用については、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間は、同表情報管理棟の項中「8,218,620円」とあるのは、「3,739,830円」とする。

別表中「3,739,830円」を「8,218,620円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

沖縄情報通信センターに電源設備等を整備したことに伴い情報管理棟の使用料の額を改めるとともに、当該使用料の額の特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。